

島根県スキー連盟認定（スキー・スノーボード）指導員規程

令和元年 12月 20日 制定

（趣旨）

第1条 島根県スキー連盟認定（スキー・スノーボード）指導員（以下「認定指導員」という。）について必要な事項を定める。

（任務）

第2条 認定指導員は島根県スキー連盟会長が認定し、島根県スキー連盟が管轄する公認スキー学校及び県内の地域ボランティア活動の指導者として指導活動にあたることができる。指導の対象は、初歩のスキーヤー及びスノーボーダーとし、導入技術、基本技術の指導を安全に行う。

（義務）

第3条 認定指導員は、次の各号に掲げる義務を負うものとする。

- ① 認定指導員はその任務を完遂するため、島根県スキー連盟が主催する認定指導員検定を毎年度受検し、合格しなければならない。
- ② 指導にあたっては、安全を第一とし、万一の際の傷害保険・賠償責任保険に加入しなければならない。
- ③ 認定指導員合格者は、認定料を検定終了後直ちに納入しなければならない。

（任期）

第4条 認定指導員の任期は、合格年度1年間とする。

（資格の停止）

第5条 認定指導員が認定料を納入しないとき。

（資格の喪失）

第6条 認定指導員として著しく不適切と判断される事象が発生し、島根県スキー連盟常任理事会において資格を無効と決議されたとき。

（検定会）

第7条 検定会の実施要項は、検定会を主催する公認スキー学校がそれぞれ公示する。

（検定員）

第8条 認定指導員検定会は、公認検定員資格を要するB級以上の検定員1名が担当する。ただし、スノーボードは指導員が検定員を行う。合否判定は校長の責任において最終判断し島根県スキー連盟会長が公認する。

（実施回数）

第9条 実施団体は、検定会を同一年度内において複数回実施できるものとする。

2 受検者は、同一年度内に複数回受検できるものとする。

（実施要領及び検定基準）

第10条 認定指導員検定会の実施要領及び検定基準は次の各号に掲げるとおり定める。

ア 講習検定は、合計4時間とし、すべて集合講習とする。

イ 講習検定は、次のカリキュラムに準じて実施する。

1. 実技内容、3時間

導入技術の取り扱い、平地での移動技術、傾斜地での移動技術（上り方、滑降、制動技術、制動の回転技術、楽しむためのターンの組み立てによる回転技術）、緊急時の措置。

2. 理論内容、1時間

技術理論、キー指導の安全管理、指導方法論（スノーボードについても上記内容に準じ実施する。）

（講習検定の評価）

第11条 講習検定の評価は、次のとおりとする。

- ① 実技の評価「できる」、「できない」で合否を判定する。
- ② 理論の評価は、講習内の受講姿勢・態度及び指導歴等を勘案し、合格判定する。
- ③ 実技及び理論ともに合格した者を認定指導者に認定する。

（受検資格）

第12条 認定指導員の受検者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- ① 認定日現在、男女とも満18歳以上の者。
- ② 認定日までに級別テスト2級以上を取得している者。
- ③ 受検年度のS A J会員登録が完了している者。

（受検手続）

第13条 受検する者は、受検願書（様式1）を検定料と共に受検する検定会の実施団体へ提出しなければならない。

2 検定料は1,000円とする。

（合格の手続き）

第14条 合格者は、認定料を認定手続時に納入し、受検した実施団体から認定証の交付を受けるものとする。

2 認定料は1,000円とする。

（結果の報告）

第15条 実施団体の長は、検定会実施後すみやかに、検定実施内容を検定結果報告書兼認定申請書（様式2）により、認定料を添えて本連盟会長へ報告しなければならない。

（規程の改廃）

第16条 この規定の改廃は、理事会の議決によるものとする。